

# 横須賀市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項に規定する高額療養費（以下単に「高額療養費」という。）の支給申請を簡素化する手続（以下「簡素化手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の16第1項に規定する高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 省令第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する高額療養費をいう。
- (3) 国民健康保険世帯主 世帯主及び国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて（平成13年12月25日保発第291号厚生労働省保険局長通知）2の規定による手続により国民健康保険における世帯主となった者をいう。
- (4) 計算期間 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。

(対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る簡素化手続の対象者は、国民健康保険世帯主とする。

2 年間の高額療養費に係る簡素化手続の対象者は、計算期間において保険者が引き続き本市であって、簡素化手続による月間の高額療養費の振込みを受けている国民健康保険世帯主とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、簡素化手続の対象外とすることができる。

- (1) 国民健康保険世帯主から簡素化手続の対象外とするよう申立てがあった場合
- (2) 指定された支払先へ高額療養費が入金できなくなった場合
- (3) 国民健康保険料の滞納がある場合
- (4) 第4条第1項の規定による申出の内容に偽りその他不正があった場合

(簡素化手続に係る申出)

第4条 簡素化手続により高額療養費の支給の申請をしようとする国民健康保険世帯主は、事前に市長に高額療養費支給申請書により申し出なければならない。

2 前項の規定による申出をした者は、当該申出の内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(簡素化手続)

第5条 前条第1項の規定による申出を行った第3条に規定する簡素化手続の対象者であつて、市長が適当と認めたものは、次回以降の高額療養費の支給申請において高額療養費支給申請書の提出を省略することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。